

# 岡山県国立公園事務処理要領

平成12年6月1日 自保第221号  
各地方振興局長宛 生活環境部長通知  
改正 平成13年4月2日 自第30号  
改正 平成15年4月1日 自第15号  
改正 平成17年4月1日 自第80号  
改正 平成22年4月1日 自第94号  
改正 平成23年11月30日 自第412号  
改正 令和元年9月30日 自第242号  
改正 令和4年4月1日 自第32号

## 目次

<b>第1章</b>	<b>総則</b> (第1)
<b>第2章</b>	<b>許可、届出等</b>
第1節	一般的事項 (第2-第3)
第2節	許可 (第4-第12)
第3節	届出 (第13-第18)
第4節	違反行為 (第19-第21)
第5節	協議 (第22)
第6節	行為の処分等 (第23-第25)
第7節	書類の経由等 (第26-第28)
<b>第3章</b>	<b>共通事項</b> (第29)

## 第1章 総則

### 第1 趣旨

自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第20条第1項に規定する特別地域（特別保護地区を除く。以下同じ。）又は第33条第1項に規定する普通地域内において行う行為に関する許可、届出、報告、違反行為に対する措置に係る法附則第9項及び同項の委任に基づく自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「令」という。）附則第2項及び第3項に規定する知事が行う国立公園に係る法定受託事務（以下「法定受託事務（知事権限）」という。）に関しては、法、及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第2章 許可、届出等

### 第1節 一般的事項

#### 第2 許可申請書、届出書等の様式

規則第10条第1項又は第13条の18第1項の規定による国立公園内における行為の許可申請書及び届出書並びに本要領第14の3及び4の規定による通知書は、国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成17年10月3日付け環自国発第051003001号環境省自然環境局長通知）別記様式に定めるところによるものとする。この場合において、各様式中のあて先を「〇〇県民局長」とする。

### 第3 許可申請及び届出内容の事前指導

国立公園内における法定受託事務（知事権限）となる行為の許可申請又は届出に関する相談を受けたときは、申請又は届出に係る行為の内容及び申請書又は届出書の内容が法、令、規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。なお、指導に際しては、行政手続法（平成5年法律第88号）第32条から第36条までの規定に留意するものとする。

また、環境大臣及び中国四国地方環境事務所長に提出されるべき許可の申請又は届出に係る事項について相談があった場合には、当該申請に係る国立公園を担当する事務所に相談するよう申請者又は届出者に促すものとする。もし、事前の相談なく申請書または届出書が提出された場合についても、適切な宛先に提出するよう申請者又は届出者に促し、申請者又は届出者に不利益が生じないよう対応するものとする。

## 第2節 許可

### 第4 許可申請書の市町村の経由事務

- 1 行為地を管轄する市町村長は、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年岡山県規則第52号。以下「特例条例に基づく規則」という。）第2条の規定により、特別地域内の行為で法定受託事務（知事権限）に係る許可申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め申請者に補正させた上で、関係県民局長に送付するものとする。

なお、相当の期間を経過しても許可申請書の不備等が補正されない場合にあっては、関係県民局長に速やかにその旨の報告をするものとする。

- 2 市町村長は、法定受託事務（知事権限）に係る許可申請書の送付に当たり、次の各号に掲げる事項に関する調書を添えるものとする。
  - (1) 許否に関する意見及び許可する場合の条件
  - (2) 他法令による処分の状況
  - (3) その他許否の判断に必要な事項
- 3 県民局長への書類の送付は、許可申請書が提出された日から起算して原則として6日以内（ただし、休日は含まない。）に行うものとする。ただし、書類の内容の不備その他により指導を要する場合はこの限りでない。

なお、許可申請書に受付印を押印する等の方法により、許可申請書が提出された日を明確にするとともに、前述ただし書きに該当する場合は、指導等に要した期間も明確にするものとする。

### 第5 許可申請に関する県民局の事務

- 1 特別地域内の行為に関する許可申請書の送付を受けた県民局長は、当該許可申請書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め申請者に補正させるものとする。

なお、相当の期間を経過しても許可申請書の不備等が補正されない場合にあっては、環境大臣権限に係るものは速やかにその旨を環境文化部長に報告し、知事権限に係るものは速やかに申請者に対し申請の拒否（申請書の返戻）を行うものとする。

- 2 法定受託事務（知事権限）に係る許可申請書の送付を受けた県民局長は、次の各号に掲げる事項について審査し、本要領第6から第12により、自ら処理するものとする。
  - (1) 公園計画との関係
  - (2) 行為地及び行為地周辺の状況

- (3) 施行方法の適否
  - (4) 風致景観又は行為地周辺の環境に及ぼす影響
  - (5) 市町村長の許否に関する意見及び許可する場合の条件
  - (6) 他法令による処分の状況
  - (7) 土地所有者の諾否
  - (8) その他許否の判断に必要な事項
- 3 前記2における処理は、許可申請書が提出された日から起算して原則として20日以内に行うものとする。ただし、書類の内容の不備その他により指導を要する場合はこの限りでない。

## 第6 許可に関する審査基準

- 1 許可申請の許可の適否の審査に当たっては、規則第11条に規定する許可基準のほか、同条各項に規定する基準の内容を地域の自然的、社会的条件に応じて具体化した国立公園管理運営計画（「国立公園管理運営計画作成要領について」（平成26年7月7日付け環自国発第1407074号自然環境局長通知）に基づき定められた国立公園管理運営計画をいう。）に定められた許可、届出等取扱方針（以下「取扱方針」という。）によるものとする。
- 2 規則第11条に規定する基準の解釈及び運用に当たっては、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-2号環境庁自然保護局長通知）において定める細部解釈及び運用方法（以下「細部解釈等」という。）によるものとする。
- 3 取扱方針及び細部解釈等は、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととする。

## 第7 許可に際しての条件

法第32条の規定による条件は、付された条件が履行されない場合は、法第34条第1項の規定による中止命令等あるいは法第83条の規定による罰則が適用され得ることから、具体的かつわかりやすい表現を用い、原則として国立公園の許可、届出等の取扱要領別表に掲げる例文によるものとする。

## 第8 各種行為の主従の判断

工作物を新築しようとする際に木竹の伐採、土地の形状変更等を伴う場合など、許可申請の内容に、法第20条第3項各号及び第21条第3項各号に掲げる行為のうち複数の行為が含まれている場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあつては、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記させるものとする。ただし、次に掲げる場合及び主たる行為以外の行為として申請されている内容が、主たる行為に伴って通常必要とされる行為の範囲を超えると判断される場合には、それぞれの行為を許可対象行為とし、個別に申請を行わせ、個別に処分を行うものとする。その場合には、一方の許可申請書と他方の許可申請書を併せて提出させ、一方の許可申請書の添付図面等中に、他方の許可申請に係る行為の内容を示させることにより、他方の特別地域内の許可申請書の添付図面等を規則第15条の3第3項の規定により省略させることができる。

- (1) 工作物の新築のために敷地を造成する目的で水面を埋め立てる場合には、水面の埋立及び工作物の新築として取り扱うものとする。
- (2) その高さが13メートル以上であり、かつ、容易に移転し、又は除却することができない構造の鉄塔（やぐら）を設けてボーリングを行う場合は、工作物の新築及び土

石の採取として取り扱うものとする。

- (3) 廃棄物の最終処分場のうち遮水シート等の工作物の設置を伴う場合は、工作物の新築及び土地の形状変更として取り扱うものとする。
- (4) ダム、水門の新築に伴い、河川、湖沼等に水位又は水量の増減を及ぼさせる場合は、工作物の新築及び水位又は水量の増減を及ぼさせる行為として取り扱うものとする。
- (5) 太陽光発電施設の新築に伴い、調整池等を設置する場合は、工作物の新築及び土石の採取又は土地の形状変更として取り扱うものとする。

## 第9 関連した諸行為の取扱い

地質調査ボーリングとダム等の建設、発電所建設と送電線架設、温泉ボーリングと給湯管布設等一定の計画に基づいて行う関連した諸行為については、あらかじめ当該計画の概要を当初の許可申請書に添付させ、計画全体につきその適否を判定することにより、当初の申請に係る行為とその後の申請に係る行為に対する処分が矛盾しないよう措置するものとする。

## 第10 特別地域と特別保護地区をまたがる行為の取扱い

許可申請に係る行為が、特別地域と特別保護地区にまたがる場合は、同一の者により一体的に行われる場合であっても、特別地域、特別保護地区毎に申請を行わせるものとする。ただし、特別地域内の許可申請書と特別保護地区内の許可申請書を併せて提出させ、特別保護地区内の許可申請書の添付図面等中に、特別地域内の許可申請に係る行為の内容を示させることにより、特別地域内の許可申請書の添付図面等を規則第15条の3第3項の規定により省略させることができる。

## 第11 許可後における内容の変更手続き

規則第10条第1項第1号から第6号までに規定する申請内容又は法第32条の規定による条件により確定された工事の着手若しくは完了の日を、当該許可を受けた後に変更しようとする場合は、新たな申請を行わせるものとする。

なお、変更に係る新たな許可申請書の添付図面等のうち、既に許可を受けたものから変更していない内容については、許可申請書の添付図面等を規則第15条の3第3項の規定により省略させることができる。この場合においては許可申請書の備考欄に、既に許可を受けたものの変更である旨、当該許可処分の日付及び番号、許可に付された条件、その他必要な事項を記載させるものとする。

ただし、規則第10条第1項第1号に掲げる事項の変更については、申請者が同一人である場合に限り当該事項を届け出ることによって足りるものとする。

## 第12 法定受託事務（知事権限）に係る行為の判断に際しての留意事項

- 1 国立公園の特別地域内において行われる関連する行為であって、その許可の権限が環境大臣にあるものと知事にあるものについて、一の申請書により許可の申請が行われたときは、環境大臣が処分を行うべき行為について知事は処分を行うことができず、また、知事が処分を行うべき行為について環境大臣は処分を行うことができないことから、環境大臣が処分を行うべき行為に係る部分を申請内容から除外し、当該部分に係る許可については環境大臣に申請するよう申請者に補正の指示を行うものとする。ただし、廃棄物の最終処分場の設置に係る工作物の新築及び土地の形状変更については、同一敷地内で行われ、構造上、機能上も一体不可分と判断され、一の行為のみでは目的を果たせない等密接に関連する行為とみなされることから、一体の行為として環境大臣に一括申請するよう申請者に指示を行うものとする。

2 法定受託事務（知事権限）に係る行為の区分については、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 工作物の「高さ」とは、地上部分の最高部と最低部との差（建築物にあっては建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する「建築設備」を含めて算定する。ただし、避雷針及び煙突（寒冷地における暖房等必要最小限のものに限る。）を除く。）をいうものとし、「水平投影面積」とは、当該工作物の占める空間の水平投影面積をいうものとする。

なお、道路にあっては、「高さ」は横断図の測点ごとの最高の法肩と最低の法尻の差のうち最大のものをいい、また、「水平投影面積」は路肩から路肩までの部分（側溝が接する場合にはこれを含む。）を算定するものとする。

また、太陽光発電施設にあっては、「高さ」及び「水平投影面積」は、同一敷地内で行われ、物理的な連続性は有していないが平面上の一様性を有するものと判断される複数の太陽光発電アレイ（設置列）及びパワーコンディショナー等関連設備のひとまとまりとして算定するものとする。

別添「工作物の高さ及び水平投影面積の測定例」も併せて参照するものとする。

(2) 「住宅」とは、もっぱら日常生活の本拠として利用するために設置される建築物（居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1以上である併用住宅を含む。）をいうものとするが、分譲又は貸付けを目的とした集合住宅、会社等の設置する従業員宿舎は「住宅」に含まないものとする。

(3) 「仮工作物」とは、その構造が、容易に移転し、又は除却することができるもの（自力で移動することができない廃車等を単に地上に置いて食堂等の施設として使用している場合を含む。）であって、かつ、設置期間が3年を超えない工作物をいうものとする。

なお、「許可を受けた行為に必要な工事用の仮工作物」の新築、改築又は増築は規則第12条第6号の規定により許可を要しない行為としているが、当該仮工作物は直接工事に関わる工作物をいうものとし、資材を他の場所から搬入するための仮索道等はこれに含まないものとする。

(4) 同一敷地内に数個の工作物をそれぞれ独立して設置する場合には、その行為が一括して申請された場合においても、個々の工作物がそれぞれ令附則第2項第1号イに定める規模を超えないものであれば、法定受託事務（知事権限）に係る行為として取り扱うものとする。

(5) 「土石を採取すること」とは、温泉ボーリング、地質調査ボーリング等も含め、土石を採取して行為地外に持ち出す行為をいい、「土地の形状を変更すること」とは行為後において行為地内における土石の総量が減少しない行為をいうものとする。

なお、規則第12条第19号の規定により許可を要しないこととされている「土地の形状を変更するおそれのない範囲内で土石を採取すること」とは、小石を拾う程度の行為をいうものとする。

(6) 標識、案内板、広告塔、遭難慰霊碑、銅像等の工作物は、「広告物その他これに類する物」として取り扱うものとする。

### 第3節 届出

#### 第13 届出書の市町村の経由事務

1 行為地を管轄する市町村長は、特例条例に基づく規則第2条の規定により、普通地域内の行為で法定受託事務（知事権限）に係る届出書が提出されたときは、当該届出書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め届出者に補正させた上で、関係県民局長に送付するものとする。

2 市町村長は、法定受託事務（知事権限）に係る届出書の送付に当たり、次の各号に

掲げる事項に関する調書を添えるものとする。

- (1) 禁止、制限又は必要な措置に関する意見
- (2) 他法令による処分の状況
- (3) その他届出に係る措置の判断に必要な事項

- 3 普通地域内の行為に関する県民局長への書類の送付は、届出書が提出された日から起算して原則として6日以内（ただし、休日は含まない。）に行うものとする。ただし、書類の内容の不備その他により指導を要する場合はこの限りでない。

なお、届出書に受付印を押印する等の方法により、届出書が提出された日を明確にするとともに、前述ただし書きに該当する場合は、指導等に要した期間も明確にするものとする。

#### 第14 届出に関する県民局の事務

- 1 法定受託事務（知事権限）に係る届出書の送付を受けた県民局長は、当該届出書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には、相当の期間を定め届出者に補正させるものとする。届出書に補正を要する場合は、補正がなされた届出書が提出された日をもって届出書の受理日とし、法第33条第3項に規定する「届出があった日」又は同条第5項に規定する「届出をした日」と取り扱うものとする。

- 2 県民局長は、受理した法定受託事務（知事権限）に係る届出書について、取扱方針及び第15に掲げる指導基準によるほか、次の各号に掲げる事項について審査し、法第33条第2項の規定により禁止、制限又は必要な措置を命ずる処分を行う必要があるか否か判断することとする。

- (1) 公園計画との関係
- (2) 行為地及び行為地周辺の状況
- (3) 施行方法の適否
- (4) 公園の風景又は行為地周辺の環境に及ぼす影響
- (5) 市町村長の禁止、制限又は必要な措置に関する意見
- (6) 他法令による処分の状況
- (7) 土地所有者の諾否
- (8) その他届出に係る措置の判断に必要な事項

- 3 前記の処分を行おうとする場合には、行政手続法第29条から第31条までの規定により、弁明の機会を付与するものとする。

また、実地の調査をする必要があるとき、弁明の機会の付与に時間を要するとき、又は届出を受理した日から30日以内に法第33条第2項の規定による処分を行うことができない合理的な理由があるときは、法第33条第4項の規定により同条第2項の規定による命令を行うことができる期間を延長することとし、その旨及び延長する理由を届出者に通知するものとする。

- 4 法第33条第6項の規定により、同条第5項に規定する着手制限期間を短縮しようとする場合は、その旨届出者に通知するものとする。

- 5 取扱方針及び第15に掲げる基準は、行政手続法第12条第1項に規定する処分基準として取り扱うこととする。

#### 第15 普通地域内の届出に関する指導基準

普通地域内における行為の届出を受理するに当たっては、国立公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準（平成13年5月28日付け環自国第212号環境省自然環境局長通知）及び国立公園普通地域における届出行為に係る当面の指導基準（平成元

年12月28日付け自保第878号岡山県環境保健部長通知)により指導することとし、風景の適正な維持を図るものとする。

#### **第16 普通地域内における各種行為の主従の判断**

普通地域内における各種行為の主従の判断については、第8に規定するところによるものとする。

#### **第17 特別地域と普通地域にまたがる行為の取扱い**

- 1 普通地域内において届出を要する行為が特別地域内で許可申請を要する行為と同一の者により一体的に行われる場合には、普通地域内の行為届出書を特別地域内の許可申請書と合わせて提出し、許可申請書の添付図面等中に届出に係る行為の内容を示させることにより、届出書の添付図面等を規則第15条の3第3項の規定により省略させることができるものとする。
- 2 県民局長は、普通地域内の行為に対して禁止、制限又は必要な措置を命ずる処分を行う必要があるか否かを、特別地域内の行為の許可申請の審査と同時に行う必要があると認めるときは、第14の3の規定の例により、法第33条第2項の規定による命令を行うことができる期間を延長するものとする。

#### **第18 受理権限がまたがる届出の取扱**

国立公園の普通地域内において行われるに関連する行為であって、その届出の受理権限が環境大臣にあるものと知事にあるものについて、一の届出書により届出が行われたときは、環境大臣の権限に係る行為について知事は受理を行うことができず、また、知事の権限に係る行為について環境大臣は受理を行うことができないことから、環境大臣の権限に係る行為に係る部分を届出内容から除外し、当該部分については環境大臣に届け出るよう届出者に補正の指示を行うものとする。

### **第4節 違反行為**

#### **第19 違反行為の予防及び発見**

県民局長は、許可又は届出に関し、次に掲げる方法により違反行為の予防及び発見に努めるものとする。

- (1) 関係地方公共団体と連携して公園内及び周辺地域の住民、事業者等に対し、法令の趣旨及び規定の内容を機会あるごとに周知させること。
- (2) 関係者の求めに応じ随時供覧できるよう、公園区域図及び公園計画図を常に整理しておくこと。
- (3) 巡視を励行すること。
- (4) 申請者又は届出者に対し、処分を受ける前又は着手制限期間の経過前に行為に着手しないよう指導すること。
- (5) 条件を付して許可された行為又は制限され若しくは必要な措置を命ぜられた行為については、当該条件、制限又は措置命令の履行を監督すること。
- (6) 市町村長は、違反行為を発見したときは速やかに関係県民局長に通報すること。

#### **第20 違反行為に対する措置**

県民局長は、許可又は届出に関し、違反行為の通報を受けたとき又は違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 違反行為の中止を勧告するとともに、当該違反行為に関する違反事実をできる限り正確に把握し、行為者に対して適切な指示をすること。この場合、概要及び措置状況を別紙様式第1号により速やかに環境文化部長に報告するものとする。なお、違反処理については、指導等の記録に努めることとし、最終の処理は文書により行うものとする。

- (2) 違反行為が他の法令の規定による違反行為と重複するときは、速やかに当該法令に係る関係機関に連絡すること。
- (3) 行為の中止を勧告した時点で当該違反行為により災害の発生の可能性があると認められる場合には、早急に災害防止のための応急措置がとられるよう取り計らうこと。
- (4) 違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認められる場合は、環境文化部長と連絡を取り合い、その対応について協議すること。

## 第21 違反行為に対する中止命令等

法第34条第1項の規定により中止又は原状回復等を命ずる場合には、行政手続法第29条から第31条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、同法第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

なお、中止を命ずる場合で、公益上緊急に処分する必要がある等同法第13条第2項に該当する場合は、弁明の機会の付与の手続きを執らずに速やかに処分を行うこと。

## 第5節 協議

### 第22 本庁協議

県民局長は、次に掲げる行為に関する許可申請又は届出があった場合には、県民局長の処分等に先立って環境文化部長に協議をするものとする。

- (1) 国立公園の風致景観又は行為地周辺の環境に著しい影響を与える恐れのある行為
- (2) 県民局長が許可及び必要な措置をとるかどうかの判断に際して事前協議を必要と認めるとき

## 第6節 行為の処分等

### 第23 指令書等の交付

- 1 特別地域内における行為の許可に際しては、指令書を交付するものとする。
- 2 普通地域内における行為の届出を受理したときは、その旨の通知を行うものとする。
- 3 不許可、申請の拒否（申請書の返戻）、中止命令、措置命令等の処分に際しては、指令書を交付し、その理由を記載するものとする。
- 4 前記3の指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該指令書を直接名あて人に交付し、捺印のある受領書を受け取る、又は配達証明扱いで郵送することにより交付することとする。

### 第24 県民局長の処理件数の報告

県民局長は、許可、不許可、申請の拒否（申請書の返戻）、届出の受理等をした事項に関し、前年度分をとりまとめ、別紙様式第2号により毎年4月5日までに環境文化部長に報告するものとする。なお、報告に当たっては、次項に定める台帳の写しを添付する。

### 第25 台帳の備え付け

県民局長は、許可台帳（別紙様式第3号）及び届出台帳（別紙様式第4号）を備え、許可又は届出に関する処分等をしたときは、その都度整理するものとし、その台帳は永年保存するものとする。

## 第7節 書類の経由等

### 第26 申請書等の経由及び指令書の交付等

- 1 国立公園内において行われる行為の許可、届出に関する書類の経由、交付及び通知



は、別表のとおりとする。

なお、県民局長が自ら処理をしたものについては、別表により次の各号に掲げる書類各2部を環境文化部長に送付するものとし、知事は取扱要領第56の規定により、環境大臣への報告を行うものとする。

- (1) 指令書等の写し
- (2) 申請書又は届出書の鑑の写し
- (3) 位置図

- 2 本要領に定める書類の経由事務において、第4及び第5中「許可申請書が提出された日」、第13及び第14中「届出書が提出された日」は、それぞれ市町村に書類が提出された日とする。

#### **第27 2以上の市町村にまたがる場合の取扱い**

行為地又は事業地が2以上の市町村にまたがる場合は、主として関係する土地を管轄する市町村長に申請書、届出書等の正本を提出させ、市町村長はこれを関係県民局長に送付するものとする。

他の市町村長へは副本を提出させ、副本の提出を受けた市町村長は、必要に応じて県民局長に意見を述べるものとする。

#### **第28 2以上の県民局にまたがる場合の取扱い**

第27の規定による申請書、届出書等の正本の送付を受けた県民局長は、その内容が他の県民局にまたがる場合には、他の関係県民局長の意見を聴いた上で処分又は環境文化部長への送付を行うものとする。

### **第3章 共通事項**

#### **第29 公園計画図等の備え付け**

県民局長は、次の関係図書を備え付け、公にするものとする。

- (1) 自然公園法規総覧
- (2) 公園区域図及び公園計画図
- (3) 国立公園管理計画書
- (4) 本要領に定める審査基準及び許認可等の基準
- (5) 自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法
- (6) 国立公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準
- (7) 国立公園普通地域における届出行為に係る当面の指導基準